

美深町指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）指定要綱

1 趣旨

この要綱は、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第21条に規定する指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の指定に必要な事項を定める。

2 指定要件

指定の基準は、次の要件を全て満たす施設とする。

- (1) 町内に所在する施設であること
- (2) 適当な冷房の設備を有すること
- (3) 北海道に熱中症特別警戒情報が発表された際において、開放可能日時の範囲内で当該施設を住民その他の者に無料で開放することができること
- (4) (3)に限らず、3に定める運用期間中において、開放可能日時の範囲内で当該施設を住民その他の者に無料で開放することができること
- (5) 住民その他の者の滞在のために供すべき部分について、受入可能人数に応じた適切な空間を確保することとし、休息用の椅子等の準備ができること
- (6) 施設の出入口等、施設を利用しようとする者の見やすい場所に、美深町クーリングシェルター指定施設である旨を記載したポスター等を掲示できること
- (7) 町による当該施設をクーリングシェルターとして指定した旨等の公表について了承できること

3 運用期間

毎年6月1日から9月30日のうち各クーリングシェルターにおける通常の営業日及び営業時間

4 応募方法

指定に際しての応募方法は次のとおりとする。

- (1) 応募期間
随時受付とする。
- (2) 応募方法
美深町クーリングシェルター指定申込書（様式1）に必要事項を記載し、町に提出する。

5 町からの支援

町は指定施設に次の支援を行う。

- (1) 美深町クーリングシェルター指定施設である旨を記載したポスター等のデータ配布
- (2) 熱中症予防に関する啓発資料の配布
- (3) 熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報に関する情報提供

6 経費の負担

クーリングシェルターとしての運用に伴い必要となる冷房設備の電気代その他一切の経費は、施設所有者の負担とする。

7 指定の期間と更新

- (1) 指定期間は、指定日から当該年度の3月31日までとする。
- (2) 指定期間満了日の1か月前までに、町又は指定施設所有者のいずれからでも、相手方に対し、書面による指定の更新を中止する旨の申入れが行われなかった場合、指定は、従前と同一の条件で、更に1年間更新されるものとする。

8 指定の解除

町は、次のいずれかの場合、指定を解除することができる。

- (1) 指定施設が指定日後に指定基準の要件を満たさなくなった場合
- (2) 施設所有者から町に指定の解除の申出があった場合
- (3) 町が指定施設をクーリングシェルターとしてふさわしくないと判断した場合

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。